

1. 相談

お近くの社会福祉協議会にご相談ください。



2. 訪問・面談

専門員が訪問して、お話を伺います。

※①



3. 支援計画作成

ご本人の希望などを確かめて、支援計画を作成します。



4. 契約締結

作成した支援計画でよろしければ、社会福祉協議会と契約します。



5. 援助計画

支援計画の内容にもとづき、生活支援員がお手伝いします。

※②

専門員とは？

※①

訪問・面接から契約締結までを担当する市町村社会福祉協議会の職員です。

生活支援員とは？

※②

契約を締結した後、実際にお手伝い(援助)する人です。

利用を希望される場合は？

お近くの社会福祉協議会にご相談ください。相談内容の秘密は厳守します。